

国土強靱化基本計画の変更に向けて

令和4年3月22日

内閣官房国土強靱化推進室

1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見の分類・整理①

○前回委員からいただいたご意見(参考資料1-1「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会(第62回)議事概要」)を基に、次のとおり主な意見を分類・整理。

■基本計画等の体系について

・基本計画と年次計画は体系的であるが、3か年緊急対策と5か年加速化対策はテンポラリーになっている。これらのような対策を整理の上、基本計画に盛り込み、中長期的・継続的に対策を進めていく計画体系にすることが重要である。

■アンブレラ機能について

・アンブレラ計画の機能を評価・チェックするなど実効性を持たせ、すべての分野でやるべきことがあることを今一度、強力に発信することが大切。
・住民、地元企業等が強靱化の目標に向けて活動を推進するための計画にするにはどうアプローチすべきかと考えると、アンブレラ計画に実効性を持たせ主語を住民に置き換える考えもある。

■今後の国土の強靱化のあり方について

・強くてしなやかな国の姿とはどういうものか、目指す姿をはっきり打ち出すことが重視されるべき。
・様々な災害の教訓を踏まえ、事前復興の発想で30年、50年の大計でどんな国、地域を目指すのか、自治体単位ではなく、県の調整能力、国の役割を考慮の上、長期的・広域的に考える必要がある。
・3か年緊急対策により治水安全が進められ、国土強靱化の大きな効果を感じている。高速道路のミッシングリンク解消、治水対策、土砂災害対策等、まだまだ課題は多い。

■地域計画について

(全国的な視点でのチェック)

・地域計画について、大規模災害によるサプライチェーンの問題など全国的な視点でのチェックが必要。また、地方だけでは解決できない都市計画と災害危険地域が整合していない問題もある。国が対策や方向性を考え、それを市町村レベルに落とし込んでいくことが必要。

(地域に即したリスク分析)

・より実効性のある地域計画の改定にしていくため、ポストコロナを踏まえつつ、各地の地名など固有名詞が入った形でリスク分析をアプローチし、地域のボトルネックを把握することが必要。そのツールを展開し、次の基本計画変更に合わせて、地域計画の見直しを加速させることが大事。

(好事例の共有と専門家の知見活用)

・地域計画のばらつきについて、住民の行動につながられるようなよい取組は共有し、有効性をわかりやすく示すことが重要。また、地域において、知見を有する方、強靱化に資する活動をしている方々を地域計画作成のときから参加できる仕組みが必要ではないか。

(地域の取組)

・小さな町村になるほど一人の職員が多くの仕事を抱えているので、広域的な視点からの国・都道府県のサポートを体制強化するなど、よりよい計画づくりに向けて支援していくことが必要。

■脆弱性評価について

(強靱化施策による軽減効果とKPI)

・大規模災害が起きた時にどれだけの被害であるか、脆弱であるかが実感として伝わらないので、強靱化対策をするとどれだけの被害が軽減できるのかといった点を念頭に脆弱性評価を進めるべき。なお、土木学会の公表資料をオーソライズすることも可能性としてありえる。

・KPIについて、継続性の観点からその結果の原因を分析し、次へのアクションとして施策をブラッシュアップしていくことが必要。

(事前に備えるべき目標関連)

・8つの事前に備えるべき目標の「直接死を最大限防ぐ」について、近年の災害教訓では関連死が多く発生している。従来の防災の枠組みを超えた関連死を防ぐことも盛り込むべき。

1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(1) 主なご意見の分類・整理②

■リスクコミュニケーション・災害弱者について

- ・リスクコミュニケーションの視点はすべての分野が関係することに留意してほしい。
- ・将来を見越した人口動態変化を考慮すると、特に80歳以上人口が急増し、災害弱者が増える。シニアの中でも若い層はコミュニティーの主力になるので、そこを分析して組織化し、教育・訓練する必要がある。
- ・デジタル化の面でも高齢者は災害弱者になるので、デジタルにおけるコミュニケーションの仕方の教育が必要。ソフト面について、具体的な推進方針を明確にするとともに評価指標の明確化も必要。

■複合的な自然災害対応等について

- ・地震後の洪水など複合災害への取組について自治体が連携して対応することが重要。「流域治水」に限らず、「流域防災」との考えを打ち出し、複合災害への対応を含めて国土強靱化の地域連携を強化する必要がある。
- ・居住域と噴火口が近い火山想定では、居住地の移転に関する対策が今後必要。

■環境・エネルギーについて

- ・温暖化緩和策が災害に結びつくようなことはあってはならない。カーボンニュートラルを目指した再生可能エネルギーの設置にあたっては、防災面・環境面を十分に配慮することを記載すべき。
- ・自然環境とのつながりや調和ができる形で進めていくことが重要。
- ・カーボンニュートラルに向けて、気候条件に左右される再エネは、電力需給の不均衡が生じやすいので、電源構成変化に伴うエネルギーセキュリティに与える影響なども考慮する視点が必要。調整電源(蓄電池や天然ガスコージェネ等)の積極的な導入が必要。
- ・デジタル、IT技術の革新により、次世代電力マネジメントシステムの構築が進展していく中では、分散型電源と大規模電源が協調し、柔軟かつ強靱な電力ネットワークを形成させていく視点が重要。

■情報技術について

- ・社会情勢変化として情報技術の発展がある。データを活用した新たな施策が可能となる考えから、官民一体のデータ整備・連携や、データをタイムリーに更新・活用できる仕組みづくり、情報連携基盤の整備といった施策の反映が重要。

■ポストコロナについて

- ・ポストコロナの問題で、事前復興する際には、防災、環境にやさしい街づくりを考える必要がある。また、次に別の大きな感染症がきたときに備え、コロナの教訓を医療も含めどう活かすか、直接死及び関連死を防げるような対応について整理し考えておくことが大切。

■SDGsについて

- ・SDGsの観点から、人権平等やいわゆるD&I、ダイバーシティ、インクルーシブの観点を取り入れることも必要。
- ・SDGsに定めている社会課題は国土強靱化との接点も多々あり、このようなことを強く認識すべき時期にきている。また、国土強靱化の取組に若い人も含めて様々な国民を巻き込んでいくタイミングであると思っている。このような昨今の社会状況を踏まえて計画変更を検討できたらと思う。

1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について①

○分類したご意見について、現状を次のとおり整理。 ※ご意見に対する現状(全体版)については参考資料1-2を参照。

■ 基本計画等の体系について(基本計画と各種対策の体系)

・基本計画と年次計画は体系的であるが、3か年緊急対策と5か年加速化対策はテンポラリーになっている。これらのような対策を整理の上、基本計画に盛り込み、中長期的・継続的に対策を進めていく計画体系にすることが重要である。

➤ ご指摘の点については、現状、基本法に基づき「基本計画」(閣議決定)及び「地域計画」を策定し、基本計画に基づき「年次計画」を策定(推進本部決定)しているところ。

➤ 「3か年緊急対策」及び「5か年加速化対策」は、基本計画の趣旨を踏まえ、都度、閣議決定しているところ。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

(議員立法 H25.12.4成立、H25.12.11公布・施行)

国土強靱化基本計画

(H26.6.3 閣議決定 H30.12.14変更)

防災・減災、国土強靱化のための

3か年緊急対策

(H30.12.14 閣議決定)

平成30年度～令和2年度の3年間

防災・減災、国土強靱化のための

5か年加速化対策

(R2.12.11 閣議決定)

【令和3年度～令和7年度の5年間】

国土強靱化年次計画

(毎年度 国土強靱化推進本部決定)

国土強靱化地域計画

(都道府県・市町村が策定)

<各種計画等>

国土強靱化基本計画

(H26.6.3 閣議決定 H30.12.14変更)

国土強靱化地域計画

(都道府県・市町村が策定)

国土強靱化年次計画

(毎年度 国土強靱化推進本部決定)

防災・減災、国土強靱化のための

3か年緊急対策

(H30.12.14 閣議決定)

【平成30年度～令和2年度の3年間】

防災・減災、国土強靱化のための

5か年加速化対策

(R2.12.11 閣議決定)

【令和3年度～令和7年度の5年間】

<内容>

脆弱性評価によって抽出された、起きてはならない最悪の事態を回避するために必要となる**施策の分野、プログラム**※を設定し、**国土強靱化を推進するための施策、主な施策の定量的指標(KPI)**を体系的かつ網羅的に定めたもの
※プログラム: 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策群

国土強靱化基本計画と調和を図りつつ、各地域における**目指すべき将来の地域の姿**やその実現のために必要となる**国土強靱化施策の推進方針や事業内容**などについて具体的に定めたもの

基本計画で定めたKPIを用いて**国土強靱化施策の進捗管理**を行うとともに、各施策について**当該年度に実施すべき具体的な施策内容**や**国土強靱化を推進する上での政府の取り組み**を整理したもの

重要インフラ緊急点検結果を踏まえ、特に**緊急に対策が必要な160項目**について、対策期間(3年間)や事業規模(概ね7兆円)等を定めたもの

激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対応、今後一斉に老朽化するインフラの維持管理・更新、国土強靱化施策の効率化のためのデジタル化の3分野について、**更なる加速化・深化**を図るため、**重点的に取り組む123対策**について**中期目標を設定**し、対策期間(5年間)や追加的に必要となる事業規模(概ね15兆円)等を定めたもの

1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について②

■アンブレラ機能について

- ・アンブレラ計画の機能を評価・チェックするなど実効性を持たせ、すべての分野でやるべきことがあることを今一度、強力に発信することが大切。
- ・住民、地元企業等が強靱化の目標に向けて活動を推進するための計画にするにはどうアプローチすべきかと考えると、アンブレラ計画に実効性を持たせ主語を住民に置き換える考えもある。

➤ ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。

【基本計画 第4章 計画の推進と不断の見直し 1 国の他の計画等の必要な見直し】

様々な分野の計画等の推進が我が国の強靱性に影響を及ぼし得るといふ事実を鑑み、国の他の計画等における基本的方向や施策等が本計画に定められた指針に従い、その下で推進されることを通じて、国土強靱化が総合的かつ計画的に進められることになる。このため、本計画を基本として、国の他の計画等について毎年度の施策及びプログラムの進捗状況等により必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うことにより、政府一丸となって国土強靱化を推進する。

■国土強靱化基本計画をアンブレラ計画として位置付けている他の計画

計画名称	最新改訂年月	計画名称	最新改訂年月
1 防災基本計画	令和3年5月	21 文化芸術推進基本計画	平成30年3月
2 社会資本整備重点計画	令和3年5月	22 予防接種に関する基本的な計画	平成26年3月
3 地球温暖化対策計画	令和3年10月	23 エネルギー基本計画	令和3年10月
4 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月	24 宇宙基本計画	令和2年6月
5 地理空間情報活用推進基本計画	平成29年3月	25 水産基本計画	平成29年4月
6 交通政策基本計画	令和3年5月	26 食料・農業・農村基本計画	令和2年3月
7 自転車活用推進計画	令和3年5月	27 土地改良長期計画	令和3年3月
8 森林・林業基本計画	令和3年6月	28 漁港漁場整備長期計画	平成29年3月
9 気象変動適応計画	令和3年10月	29 森林整備保全事業計画	令和元年5月
10 無電柱化推進計画	令和3年6月	30 水循環基本計画	令和2年6月
11 政府業務継続計画	平成26年3月	31 海洋基本計画	平成30年5月
12 首都直下地震緊急対策推進基本計画	平成27年3月	32 循環型社会形成推進基本計画	平成30年6月
13 南海トラフ地震防災対策推進基本計画	令和3年5月	33 循環型社会形成推進基本計画	平成30年6月
14 国土形成計画	平成27年8月	34 科学技術・イノベーション基本計画	令和3年3月
15 観光立国推進基本計画	平成29年3月	35 国土利用計画	平成27年8月
16 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画	平成18年3月	36 豪雪地帯対策基本計画	平成24年12月
17 北海道総合開発計画	平成28年3月	37 国土調査事業十周年計画	令和2年5月
18 基本測量に関する長期計画	平成26年4月	38 教育振興基本計画	平成30年6月
19 住生活基本計画	令和3年3月	39 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画	平成29年6月
20 スポーツ基本計画	平成29年3月	40 インフラ長寿命化基本計画	平成25年11月

※その他 国土強靱化基本計画をアンブレラ計画として位置付けている指針、方針、戦略等 28ヶあり

■無電柱化推進計画における構成と国土強靱化に関する記載状況

- はじめに
このような状況から令和2年12月に閣議決定された「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」により電柱倒壊のリスクがある市街地の緊急輸送道路の無電柱化が進められている。
- 第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針
 - 第2 無電柱化推進計画の期間
 - 第3 無電柱化の推進に関する目標
 1. 無電柱化の対象道路
対象道路の選定にあたっては、地域防災計画や**国土強靱化地域計画**、(中略)、景観計画等関係する様々な計画を踏まえ、それらの計画の実施にも資するよう留意する。
 2. 計画目標・指標 **※施策とKPIの記載(詳細右記)**
以上の目標を達成するためには、「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」で着手する約2,400kmも含め、新たに4,000kmの無電柱化に着手することが必要となる。
 - 第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策
 1. 緊急輸送道路の電柱を減少
「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」により緊急輸送道路の無電柱化事業を推進する。
国は、緊急輸送道路等における無電柱化を対象とした個別補助制度による重点的な支援を行うとともに、「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」の予算も活用し、緊急輸送道路をはじめとした無電柱化を推進する。
 - 第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

○無電柱化推進計画に位置づけられている国土強靱化施策・KPI(重要業績指標)

市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策

・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率

令和元年度末 38% → 令和7年度末 52%

(電柱がある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化又は無電柱化の工事に着手済の延長の割合。対象道路は2050年代までに全ての道路で無電柱化を実施予定。)

■土地改良長期計画における構成と国土強靱化に関する記載状況

- まがき
また、大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発化・激甚化等を踏まれば我が国において**国土強靱化**の取組は引き続き喫緊の課題であり、「**国土強靱化基本計画**」(平成26年6月3日閣議決定、平成30年12月14日変更)に基づき、**国土強靱化**に関する施策を推進することにより、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めていく必要がある。
- 第1 農業・農村をめぐる情勢の変化
 - 第2 農業・農村が目指すべき姿
 - 3 土地改良事業の推進に当たり踏まえるべき事項
 - (4) 防災・減災対策の強化
このため、「**国土強靱化基本計画**」、「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」(令和2年12月11日閣議決定。以下「**5か年加速化対策**」)等を踏まえ、(中略)、防災・減災対策を推進していくことが重要である。
 - 第3 土地改良事業の方向性
 - 第4 政策課題を達成するための目標と具体の施策
 - 2 目指す成果と達成に向けて講ずべき施策
異常気象の頻発化・激甚化等を踏まれば、我が国において**国土強靱化**の取組は喫緊の課題であり、平成30年12月に改訂された「**国土強靱化基本計画**」では、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めていくこととされた。
 - 第5 大規模自然災害への対応
 - 2 大規模自然災害への備え
「**国土強靱化基本計画**」、「**5か年加速化対策**」等を踏まえ、農業水利施設等の耐震化等のハード対策とハザードマップの作成等のソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。
 - 第6 計画の円滑かつ効果的な実施にあたって必要な事項

1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について③

■ 今後の国土の強靱化のあり方について

- ・強くしてしなやかな国の姿とはどういうものか、目指す姿をはっきり打ち出すことが重視されるべき。
- ・様々な災害の教訓を踏まえ、事前復興の発想で30年、50年の大計でどんな国、地域を目指すのか、自治体単位ではなく、県の調整能力、国の役割を考慮の上、長期的・広域的に考える必要がある。
- ・3か年緊急対策により治水安全が進められ、国土強靱化の大きな効果を感じている。高速道路のミッシングリンク解消、治水対策、土砂災害対策等、まだまだ課題は多い。

➤ ご指摘の点については、現状、基本法に基づき、基本計画において、「4つの基本目標」、「8つの事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる「45の起きてはならない最悪の事態」としているところ。また、5か年加速化対策においても中長期目標を定めて取り組んでいるところ。

【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】

2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針 (1) 国土強靱化の取組姿勢

- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM(Evidence-based Policymaking: 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。

○8つの事前に備えるべき目標は、4つの基本目標に対して大規模自然災害を想定し、具体化したもの

基本目標	事前に備えるべき目標
I. 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3 必要不可欠な行政機能は確保する
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 経済活動を機能不全に陥らせない
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
IV. 迅速な復旧復興	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5か年加速化対策に関する中長期目標 【流域治水対策（河川）】

対策名	対策の内容	中長期の目標	5年後の状況 (令和7年度)	府省庁名
1-1 流域治水対策 (河川)	気候変動による影響を踏まえた、河川における河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダム の事前放流の推進、ダム・遊水地の整備等を実施する。	関係者と協働し、ハード・ソフト一体となり、戦後最大洪水や近年災害の洪水等に対応する事前防災対策を推進し、浸水被害を軽減する。 一級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 現状: 約65% (令和元年度) 中長期の目標: 100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度頃 → 令和27年度頃	一級河川の整備率 達成目標: 約73%	国土交通省
		二級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率 現状: 約62% (令和元年度) 中長期の目標: 100% 本対策による達成年次の前倒し 令和32年度頃 → 令和27年度頃	二級河川の整備率 達成目標: 約71%	

➤ 目標は123の個別対策毎に関係省庁において設定

- 骨太の方針2020に基づき対策毎に具体的KPI (数値) 目標 (中長期の目標) を設定
- 5か年対策による事業の加速化の内容を明示

➤ 本対策の達成目標として5年後 (令和7年度) の目標を明示

1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について④

■ 地域計画について

(全国的な視点でのチェック)

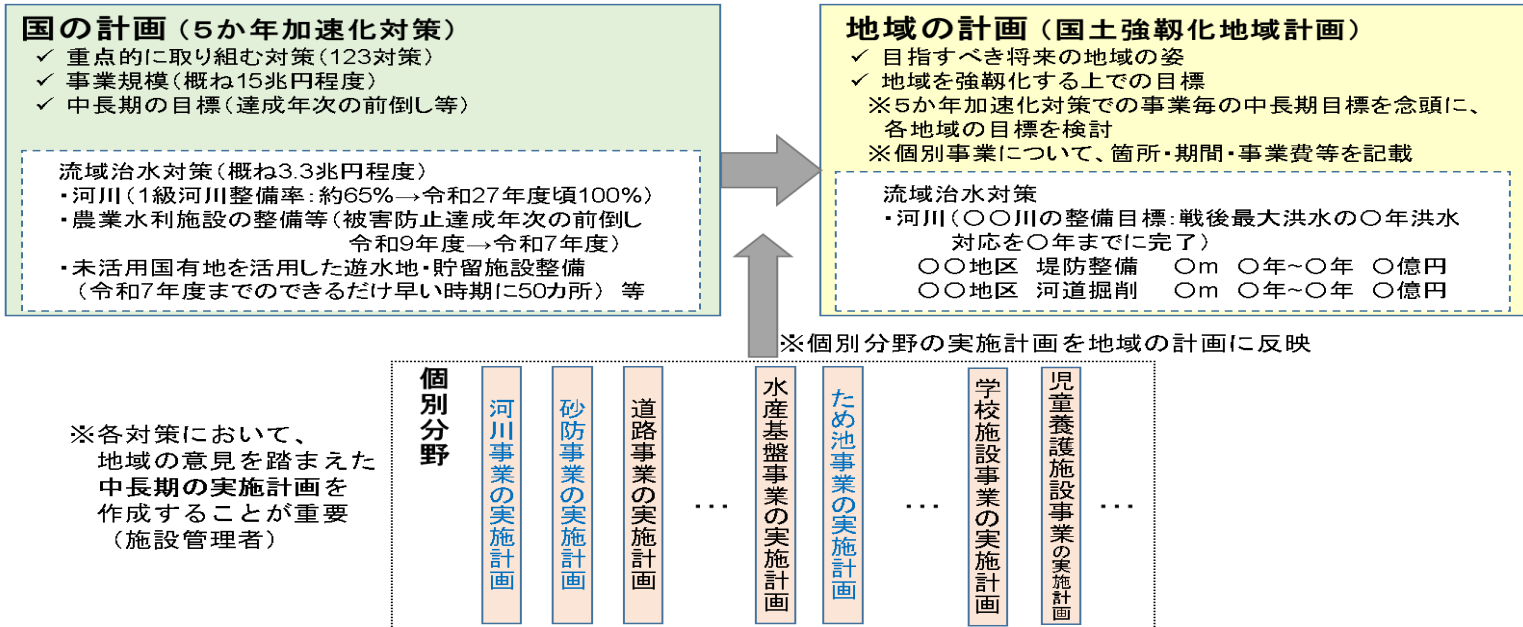
- ・地域計画について、大規模災害によるサプライチェーンの問題など全国的な視点でのチェックが必要。また、地方だけでは解決できない都市計画と災害危険地域が整合していない問題もある。国が対策や方向性を考え、それを市町村レベルに落とし込んでいくことが必要。

➤ ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。

【基本計画 第4章 計画の推進と不断の見直し 4 地域計画の策定・推進】

(1) 地域計画策定の必要性

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。また、地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要な責務である。



1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について⑤

■ 地域計画について

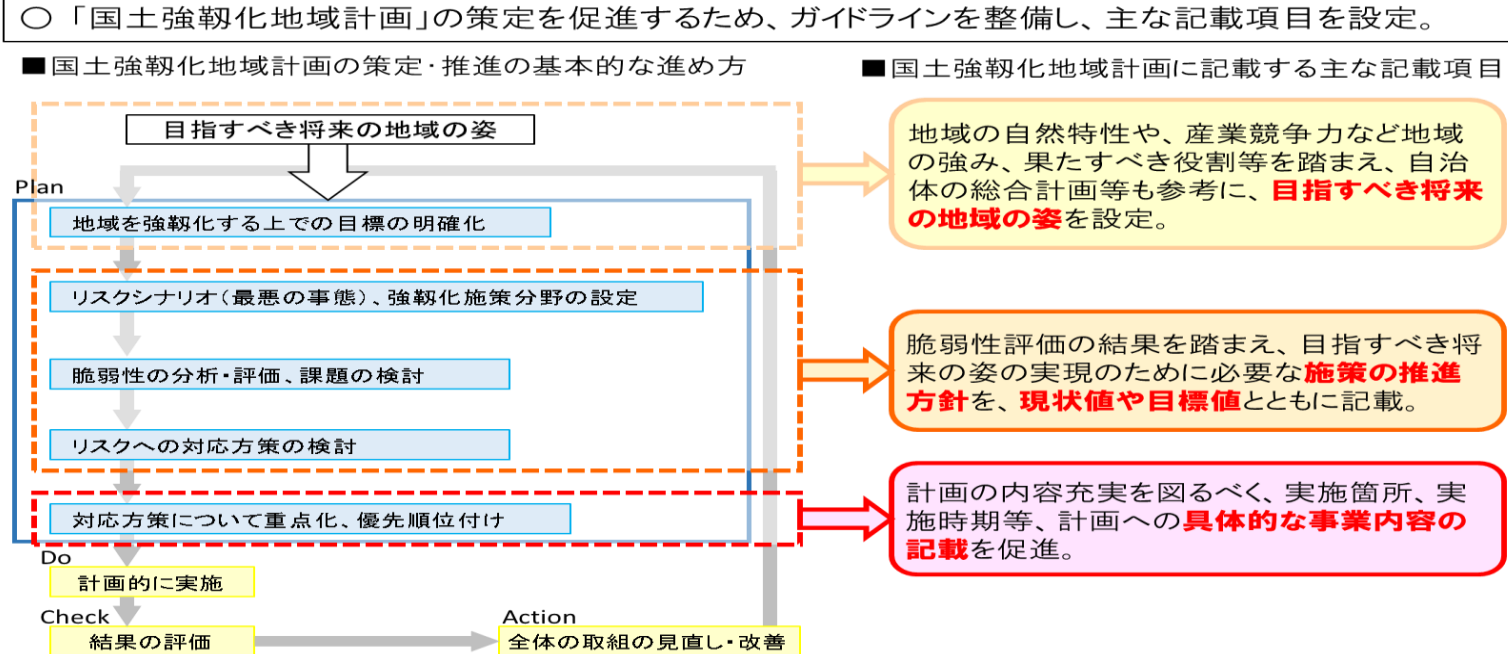
(地域に即したリスク分析)

・より実効性のある地域計画の改定にしていくため、ポストコロナを踏まえつつ、各地の地名など固有名詞が入った形でリスク分析をアプローチし、地域のボトルネックを把握することが必要。そのツールを展開し、次の基本計画変更に合わせて、地域計画の見直しを加速させることが大事。

➤ ご指摘の点については、現状、地域計画策定ガイドラインにおいて下記のとおり記載しているところ。

【地域計画策定ガイドライン 策定・改訂編 I 2 (5) STEP4 リスクへの対応方策の検討】

○・・・地域計画の実効性を向上し、地域の強靱化を計画的に推進する観点から、いつまでにどこで何をするのか、一定の具体性を持たせることが重要になる場合もあることから、できるだけ地域を特定した個別の事業を記載するとともに、国や他の地方公共団体等の関係者と十分連携しつつ、自団体だけでなく国や他の地方公共団体等に係る個別の事業についても記載することや、個別の事業の実施内容(箇所、期間、総事業費等)についても合わせて記載することが重要です。



1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について⑥

■ 地域計画について

(好事例の共有と専門家の知見活用)

- ・地域計画のばらつきについて、住民の行動につながられるようなよい取組は共有し、有効性をわかりやすく示すことが重要。また、地域において、知見を有する方、強靱化に資する活動をしている方々を地域計画作成のときから参加できる仕組みが必要ではないか。

➤ ご指摘の点については、現状、地域計画策定ガイドラインにおいて下記のとおり記載し策定を支援しているところ。

【地域計画策定ガイドライン策定・改訂編】

I 1 (4) 住民の参加と専門家による知見の活用

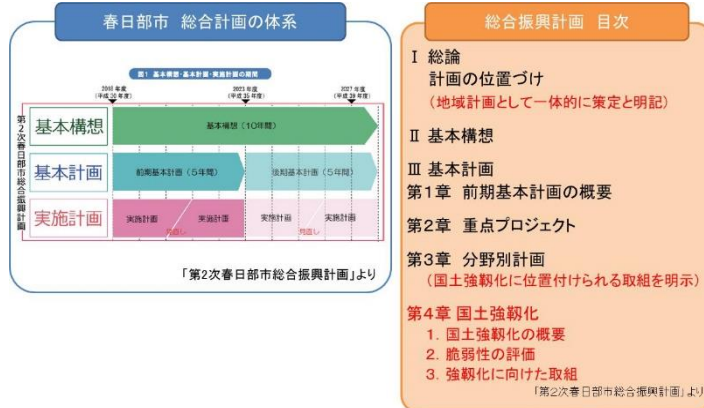
- 住民の参加は、幅広く地域の情報や住民の意見を把握し、計画の検討に反映させる観点から重要となります。また、国土強靱化を地域に根付かせるためには、行政のみならず、住民自らが地域の課題を掘り起し、主体的に解決策を考え、行動することが重要となるため、脆弱性の評価を含め、計画策定段階を通じて住民の参加を得て検討を進めることが望まれます。

【地域計画策定ガイドライン基本編】

〔参考〕 総合計画との一体策定の例

埼玉県春日部市の例

「春日部市総合振興計画」の改訂に合わせて、地域計画を総合振興計画と一体的に策定（平成 30 年 3 月）しました。
（春日部市総合振興計画より）



【地域計画策定ガイドライン策定・改訂編】

〔参考〕 策定済団体の例

- 山梨県山梨市は、庁内会議として「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」を設置（4頁参照）したほか、有識者会議として「山梨市国土強靱化地域計画検討委員会」を設置しました。構成メンバーは以下の通りです。

座長	山梨大学大学院 教授
委員	明治大学 危機管理研究センター 特任教授 山梨市消防団 団長 女性市民代表（山梨市内在住）・タレント 内閣官房 国土強靱化推進室 企画官 山梨県 峡東建設事務所 所長

- 静岡県掛川市は、既存の「掛川市防災会議」を活用しました。防災会議で地域計画（案）の説明と意見交換を行い、区長会長、市民団体代表者等から意見を頂きました。構成メンバーは以下の通りです。

トップ	市長
メンバー	防災関連機関(警察、消防、ライフライン関係事業者等) 区長会長 市議会議長 市議会総務委員長 ボランティア組織代表者 有識者等

1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について⑦

■ 地域計画について (地域の取組)

・小さな町村になるほど一人の職員が多くの仕事を抱えているので、広域的な視点からの国・都道府県のサポートを体制強化するなど、よりよい計画づくりに向けて支援していくことが必要。

➤ ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。なお、地域計画の策定にあたり国において相談窓口を設置している。

【基本計画 第4章 計画の推進と不断の見直し】

4 地域計画の策定・推進 (2) 国における支援等

地域計画の策定に当たっては、地方公共団体と国が十分に連携・協力する必要がある。このため、国は地方公共団体が地域計画の策定が円滑に図られるよう、ガイドラインの充実等による地域計画の策定・推進に向けた支援を行うこととする

地域計画策定促進のための取組

- ・個別の出前講座等の実施
- ・5か年加速化対策の説明会(地方ブロック単位等)
- ・国土強靱化地域計画策定ガイドラインの作成・提供
- ・地域計画策定支援ツール(機能追加版)の提供による策定作業の支援
- ・先行市町村の計画策定・取組にかかる優良事例の紹介
- ・地域計画に基づく取組に対する交付金・補助金の重点化 等

【出前講座開催イメージ】



【地域計画に明記された事業への重点化】

○ 関係府省庁の交付金・補助金を、**地域計画に事業実施箇所等が具体的に明記された事業に「重点化」**

・地域の強靱化は企業・住民等との連携が不可欠。企業・住民等の強靱化への理解、主体的な自助・共助の取組の促進には、**地域の目指す将来像とともに、その達成に必要な取組を具体的に明示することが重要。**

・令和4年度は、**18の交付金等で地域計画に明記された事業への重点化を実施。**

【交付金・補助金の重点化等の対応状況】

		令和3年度	令和4年度
重点化	地域計画に実施箇所等が具体的に明記された事業を対象	6	18(+12)
	地域計画に基づく施策を対象	26	18(-8)
交付の判断にあたり一定程度配慮		25	22(-3)

注)1補助金の創設により、合計が57(R3)から58(R4)となっている。

国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第8版) 基本編	国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第8版) 策定・改訂編	国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第8版) 資料編
令和3年6月 内閣府国土強靱化推進室	令和3年6月 内閣府国土強靱化推進室	令和3年6月 内閣府国土強靱化推進室

1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について⑧

■脆弱性評価について

(強靱化施策による軽減効果とKPI)

- ・大規模災害が起きた時にどれだけの被害であるか、脆弱であるかが実感として伝わらないので、強靱化対策をするとどれだけの被害が軽減できるのかといった点を念頭に脆弱性評価を進めるべき。なお、土木学会の公表資料をオーソライズすることも可能性としてありえる。
- ・KPIについて、継続性の観点からその結果の原因を分析し、次へのアクションとして施策をブラッシュアップしていくことが必要。

- ご指摘の点については、現状、基本計画において、PDCAサイクルの徹底をすることになっており、年次計画において、重要業績指標(KPI)の進捗管理を行っているところ。しかしながら、現状、脆弱性評価において、強靱化対策による定量的な軽減効果まで示せていないところ。

■脆弱性評価について

(事前に備えるべき目標関連)

- ・8つの事前に備えるべき目標の「直接死を最大限防ぐ」について、近年の災害教訓では関連死が多く発生している。従来の防災の枠組みを超えた関連死を防ぐことも盛り込むべき。

- ご指摘の点については、現状、基本計画等において下記のとおり記載しているところ。

【基本計画「第2章脆弱性評価」(3)目標と起きてはならない最悪の事態】

8つの「事前に備えるべき目標」 「2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する」

【脆弱性評価の結果 目標2解説文】

目標1(直接死を最大限防ぐ)の状況乗り越えた生存者に関し、負傷者に対して迅速に適切な救助・救急・医療措置を行うこと(それがなされない場合の対応を含む)により命を守り、健康を回復させるとともに、負傷を逃れた被災者・避難生活者がその後の物資等の不足や不十分な避難生活環境のために肉体的、精神的又は社会的に健康を害すること、命を失うことに対する最大限の回避を目指す。…

1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について⑨

■リスクコミュニケーション・災害弱者について

- ・リスクコミュニケーションの視点はすべての分野が関係することに留意してほしい。
- ・将来を見越した人口動態変化を考慮すると、特に80歳以上人口が急増し、災害弱者が増える。シニアの中でも若い層はコミュニティーの主力になるので、そこを分析して組織化し、教育・訓練する必要がある。
- ・デジタル化の面でも高齢者は災害弱者になるので、デジタルにおけるコミュニケーションの仕方の教育が必要。ソフト面について、具体的な推進方針を明確にするとともに評価指標の明確化も必要。

➤ ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。

【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】

4 特に配慮すべき事項 (4) リスクコミュニケーションと人材等の育成

…国民と行政が双方向でコミュニケーションを行うこと、国民自らが主体的に国土強靱化について考え、災害によるストレスへの対処法を知り、強靱性を高めること、地域社会、行政機関、企業、団体等におけるリーダーや多様な学術的背景を備えた防災分野の専門家、研究者等の育成・確保等が重要であるため、この育成・確保等及び災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を、男女共同参画の視点にも留意しつつ、国民運動として推進する。

2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針 (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に充分配慮して施策を講じること。

国土強靱化の広報・普及啓発活動のあり方に関する検討会 中間とりまとめ (令和4年1月)

検討の背景・目的

- ・国土強靱化に関する国や地方自治体の取組が一定程度進展する一方、国民全般の理解は必ずしも深まっているとは言えない。(参考：国土強靱化という用語の認知度は約32% (Webアンケート調査結果))
- ・国や地方自治体、民間企業・団体等、様々な主体による国土強靱化の取組の円滑化を図るため、年次計画2021に「国土強靱化広報・普及活動戦略(仮称)」を策定する旨を位置付け、広報・普及啓発活動のあり方に関する検討会を設置し、令和4年1月に中間とりまとめを行った。

広報・普及啓発の基本方針

- (1) 国土強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信
 - ・理念や考え方のわかりやすい発信、具体的な取組の効果や地域の災害リスク等についての情報発信、ソフト面の取組の広報 等
- (2) 受け手の視点に立った情報発信・適切な媒体の活用
 - ・受け手の行動変容につながるような効果的な手法の採用、適切なタイミングをとらえた広報、マスメディアに向けたコンテンツの提供 等
- (3) 関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携
 - ・各主体による積極的な情報発信と連携、全体像が把握できるような取組の一元化・可視化 等

ナショナル・レジリエンス・コミュニティ

国土強靱化

概要	災害に強くなやかで将来に明るい希望を持つ日本であるために、平時より、防災や減災など、様々な分野で活動されている方々が活動交流する場
経緯等	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年2月にナショナル・レジリエンス・コミュニティ構築に向けてのキックオフ・ミーティングを実施 ○平成28年4月に民間有志によりFacebookを活用した交流の場を名称「レジリ学園」として開設 ○平成28年5月に「レジリ学園」の顔の見える交流の場として「レジリナイト」の活動を開始 ○平成28年9月から国主催の国土強靱化ワークショップを開始
活動	<p>民間の活動 (現在では、東京校・関西校・広島校で以下の活動を実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レジリ学園 (Facebookを活用した交流の場) <ul style="list-style-type: none"> ・フェイスブックによる防災・減災に興味・関心がある方々の情報交換・交流など ○レジリナイト (顔の見える交流の場) <ul style="list-style-type: none"> ・月1回程度、会議室等で防災・減災に興味・関心がある方々の情報交換・交流など <p>活動と活動が触れられ、新たな活動の創造を促す</p> <p>国主催の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国土強靱化ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災活動に取り組んでいる方や防災・減災に関心を持っている方を対象に、自主的な活動、交流を広げていくための対話型ワークショップを開催 (令和2年度は東京2、仙台、福岡で、計4回開催)

118 地震・津波に対する防災気象情報の高度化対策

国土強靱化

概要: 国民の命と暮らしを守るため、地震・津波に対する防災気象情報の高度化に向けた以下の対策を実施。
 ・切迫化する大規模地震発生時にも適切に地震・津波に関する情報発表が継続できるよう、停電対策や通信の高度化等観測施設の機能強化を行う。
 ・大規模地震や津波等による被害を軽減するため、情報システムの更新等により防災気象情報の高度化を実施する。

本対策による達成目標

- ◆中長期の目標
 - 計画的な地震観測施設や情報システムの更新・進化によって、切迫化している大規模地震発生時にも住民避難に必要な津波警報、緊急地震速報や地震情報等を適切に発表することができ、それによって地震・津波災害の被害を軽減する。
 - 津波警報の迅速かつ的確な提供
現状: 地震発生から約3分を目標に津波警報を発表(平成27年度～令和元年度に発表した6事例の35.3事例が3分以内、2事例が5分以内)に発表
中長期の目標: 地震発生から約3分を目標に津波警報を発生できる体制を維持するとともに、ビジュアル化した津波到達予想時刻や津波警報等の解除の見込み時間の提供等、情報の高度化を図る。(令和12年度)
本対策により、「ビジュアル化した津波到達予想時刻や津波警報等の解除の見込み時間の提供等、情報の高度化を図る。」を達成。
 - 地震に関する情報の的確な提供
現状: 緊急地震速報の予測精度: 95%(平成27年度～令和元年度の平均)
中長期の目標: 緊急地震速報について現在の予測精度を維持するとともに、より詳細に解析した推計震度分布図の提供等、情報の高度化を図る。(令和12年度)
本対策により、「より詳細に解析した推計震度分布図の提供等、情報の高度化を図る。」を達成。
- ◆5年後(令和7年度)の状況
 - 地震発生から約3分を目標に津波警報を発表できる体制を維持できるとともに、ビジュアル化した津波到達予想時刻、津波警報等の解除の見込み時間、より詳細に解析した推計震度分布図等を提供する。
- ◆実施主体 国

1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について⑩

■ 複合的な自然災害対応等について

- ・地震後の洪水など複合災害への取組について自治体が連携して対応することが重要。「流域治水」に限らず、「流域防災」との考えを打ち出し、複合災害への対応を含めて国土強靱化の地域連携を強化する必要がある。
- ・居住域と噴火口が近い火山想定では、居住地の移転に関する対策が今後必要。

➤ ご指摘の点については、現状、基本計画等において下記のとおり記載しているところ。

【基本計画 第2章 脆弱性評価 (3) 目標と起きてはならない最悪の事態】

8つの「事前に備えるべき目標」

「7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない」

45の「起きてはならない最悪の事態」

1-5「大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生」

7-4「ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生」

【脆弱性評価の結果 目標7解説文】

大規模自然災害による施設等(構造物、建物、生産設備等)の被災により、当該施設等の本来機能を失うのみならず、施設等の被災自体が新たなハザードとなって、第三者に最初の自然災害とは別の災害をもたらすこと(複合)、及び、大規模自然災害により、各種ハザードに対する通常の安全性が損なわれている環境下において、最初の自然災害とは別のハザードが発生し、通常なら被害拡大を防止できたはずのものが防止できず被害が拡大していくこと(二次)を、最大限回避することを目指す。

1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について⑪

■環境・エネルギーについて

- ・温暖化緩和策が災害に結びつくようなことはあってはならない。カーボンニュートラルを目指した再生可能エネルギーの設置にあたっては、防災面・環境面を十分に配慮することを記載すべき。
- ・自然環境とのつながりや調和ができる形で進めていくことが重要。
- ・カーボンニュートラルに向けて、気候条件に左右される再エネは、電力需給の不均衡が生じやすいので、電源構成変化に伴うエネルギーセキュリティに与える影響なども考慮する視点が必要。調整電源(蓄電池や天然ガスコージェネ等)の積極的な導入が必要。
- ・デジタル、IT技術の革新により、次世代電力マネジメントシステムの構築が進展していく中では、分散型電源と大規模電源が協調し、柔軟かつ強靱な電力ネットワークを形成させていく視点が重要。

➤ ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。

【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方 2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針】

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

⑬地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

【基本計画 第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針】

(4) エネルギー

○ コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー、LPガス等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する・・・

43 災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力の確保等対策 国土強靱化

概要: 災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、大規模災害が生じた際における災害応急対策活動への支障のおそれを解消するため、自家発電設備、受変電設備改修等を実施する。
府省庁名: 国土交通省

本対策による達成目標

◆中長期の目標

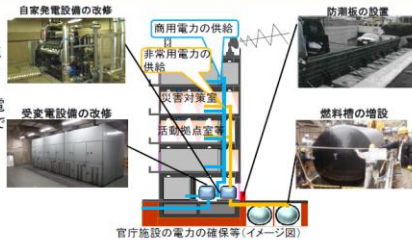
- ・緊急性の高い災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の電力の確保等対策を完了させ、円滑な災害応急対策活動の実施を実現する。
- ・災害応急対策の活動拠点となる官庁施設における電力確保等のための対策の実施率(令和元年度時点で対策が必要な災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎等162施設のうち、対策済みの施設の割合)
現状: 56%(令和元年度)
中長期の目標: 100%
- ・本対策による達成年次の前倒し
令和62年度 → 令和41年度

◆5年後(令和7年度)の状況

- ・達成目標: 75%
- ・※75%達成年度は令和28年度一令和7年度に前倒し
- ・緊急性の高い災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の電力の確保等対策を完了させ、円滑な災害応急対策活動の実施を実現する。

◆実施主体

- ・国



66 災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネシステムに関する対策 国土強靱化

概要: 避難施設等として位置づけられた公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。
府省庁名: 環境省

◆中長期の目標

- ・再生可能エネルギー設備等の導入により、避難施設・防災拠点を災害・停電時にも機能発揮が可能にすることで、被災者の負担等を軽減する。
- ・災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の箇所数
中長期の目標: 1,000箇所(令和7年度)



災害時にもエネルギー供給等の機能発揮可能な体制の構築(例)

◆5年後(令和7年度)の状況

- ・避難施設・防災拠点への災害対応型の再エネ等の導入が自立的に普及できる環境整備がなされる。

◆実施主体

- ・避難施設・防災拠点管理者(都道府県、市町村)



1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について⑫

■情報技術について

・社会情勢変化として情報技術の発展がある。データを活用した新たな施策が可能となる考えから、官民一体のデータ整備・連携や、データをタイムリーに更新・活用できる仕組みづくり、情報連携基盤の整備といった施策の反映が重要。

➤ ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。

【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方 4 特に配慮すべき事項 (2)官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備】
…民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携(具体的な被害予測等を含む広報・普及啓発、協議会の開催等)により、…

【基本計画 第3章 国土強靱化の推進方針 (C)官民連携】

○ 被害情報をはじめとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供、SNSの活用などの取組を推進する。

■ポストコロナについて

・ポストコロナの問題で、事前復興する際には、防災、環境にやさしい街づくりを考える必要がある。また、次に別の大きな感染症がきたときに備え、コロナの教訓を医療も含めどう活かすか、直接死及び関連死を防げるような対応について整理し考えておくことが大切。

➤ ご指摘の点については、現状、基本計画において下記のとおり記載しているところ。

【基本計画 第2章 脆弱性評価 (3)目標と起きてはならない最悪の事態】

8つの「事前に備えるべき目標」

「2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する」

45の「起きてはならない最悪の事態」

2-5「医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺」

2-7「劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生」

1. 第62回懇談会でいただいた主なご意見について

(2) 主なご意見に対する現状について⑬

■SDGsについて

- SDGsの観点から、人権平等やいわゆるD&I、ダイバーシティ、インクルーシブの観点を取り入れることも必要。
- SDGsに定めている社会課題は国土強靱化との接点も多々あり、このようなことを強く認識すべき時期にきている。また、国土強靱化の取組に若い人も含めて様々な国民を巻き込んでいくタイミングであると思っている。このような昨今の社会状況を踏まえて計画変更を検討できたらと思う。

- ご指摘の点については、現状、基本計画等において下記のとおり記載しているところ。

【基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方】

2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針 (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑬ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

4 特に配慮すべき事項 (4) リスクコミュニケーションと人材等の育成

国土強靱化の担い手は国民一人一人であり、国民と行政が双方向でコミュニケーションを行うこと、国民自らが主体的に国土強靱化について考え、災害によるストレスへの対処法を知り、強靱性を高めること、…国民運動として推進する。

2. ご意見を踏まえた要考慮項目の整理と当面のスケジュールについて

(1) 国土強靱化を取り巻く近年の社会情勢変化について

○前回(第62回)懇談会で事務局が整理した、国土強靱化基本計画の見直しにあたり、考慮が必要と考えられる近年の社会情勢変化について下記のとおり示したところ。

- ① 事前防災対策の着実な推進(5か年加速化対策)
- ② 現行の基本計画策定以降に発生した災害から得られた知見
(R1房総半島台風、R1東日本台風、R2.7豪雨、R2大雪等)
- ③ 気候変動影響(自然災害の激甚化・頻発化)、カーボンニュートラル
- ④ デジタル革命・IT技術革新
- ⑤ 感染症まん延下における大規模自然災害の発生
- ⑥ ポストコロナ時代の生活様式の変化(テレワーク、オンライン会議の普及)
- ⑦ 戦略的政策課題(東京一極集中リスク、公共性の高い民間インフラ等の官民連携、風土・自然条件に適う国土強靱化、人とコミュニティのレジリエンス)

2. ご意見を踏まえた要考慮項目の整理と当面のスケジュールについて (2) 今後考慮が必要な項目の体系的整理

○ご意見のポイント及び事務局整理の社会情勢変化について、今後基本計画や起きてはならない最悪の事態等の見直しにあたり、考慮が必要な項目について体系的に整理。 → 体系的整理案について、不足がないか、ご確認頂きたい。

○脆弱性評価の充実
— 施策進捗による減災効果を念頭にした脆弱性評価等

<基本計画のあり方・位置付けに関する事項>

- ①地域計画の内容充実と支援のあり方
— 各地域計画の全国的な視点でのチェックや市町村への方向性等の提示 等
- ②官民連携の促進と民主導の取組の活性化
— 民の自助や共助の活性化及び公助への活用の促進 等

- ◎計画等体系も含めた基本計画のあり方
— 事前防災対策の着実な推進
— 目指すべき姿の提示
— アンブレラ計画としての機能実効性の確保
— テンポラリーになっている各種計画等の位置付けと取扱い

<国土強靱化の理念に関する事項>

- ③「自律・分散・協調」型社会の促進
— 東京一極集中リスク
— 災害発生リスク想定に基づく居住地移転対策
- ④環境との調和
— 防災面・環境面の十分な配慮・調和

<社会情勢変化に関する事項>

- ⑤気候変動影響、カーボンニュートラル
— カーボンニュートラルのための調整電源の導入
- ⑥デジタル革命、IT技術革命
— データのタイムリーな活用が可能な仕組づくり等
— 柔軟かつ強靱な電力ネットワークの形成
- ⑦コロナ禍における大規模自然災害
- ⑧SDGsとの協調
— 人権平等の観点
— SDGsと国土強靱化の接点の認識

<近年災害からの知見に関する事項>

- ⑨災害関連死に関する対策
- ⑩事前復興の発想
- ⑪地震後の洪水などの複合災害への対応
- ⑫リスクコミュニケーションの横断的な視点への導入(災害弱者への対応)

2. ご意見を踏まえた要考慮項目の整理と当面のスケジュールについて (3) 基本計画に関する個別審議等の当面の進め方

第64回

<令和4年4月> ※基本計画に関する個別審議スタート

1. 基本計画のあり方に関する個別審議(その1)

テーマ: 地域計画の内容充実と支援のあり方

2. 起きてはならない最悪の事態の見直しに向けて(その2)

3. 国土強靱化年次計画2022(素案の検討資料)について

第65回

<令和4年5月>

1. 基本計画のあり方に関する個別審議(その2)

テーマ: 官民連携の促進と民主導の取組の活性化

2. 脆弱性(予備)評価の実施に向けて

3. 国土強靱化年次計画2022(素案)について

第66回

<上記以降>

1. 基本計画のあり方に関する個別審議(その3~) テーマ:(P)

※当面、基本計画に関する個別審議を継続

2. ご意見を踏まえた要考慮項目の整理と当面のスケジュールについて (4) 基本計画のあり方に関する個別審議(その1)について

テーマ：地域計画の内容充実と支援のあり方

◎地方自治体からのヒアリングについて(2～3自治体)

<ヒアリング項目>

1. ●●地域における国土強靱化の取組み状況【現状分析】
2. 今後進めていきたい国土強靱化に関する取組み・目指す地域の将来像【将来ビジョン】
3. 地域において国土強靱化の取組みを更に推進するために必要な事項【推進方策】

○地域計画の今後のあり方(内容充実、支援、基本計画との調和など)